

「COLORFUL」 - Himeji Pickleball CLUB 規約

(名称)

第1条 本 CLUB は、「COLORFUL」と称する。

(事務所)

第2条 本 CLUB の事務所は姫路市とする。

(目的)

第3条 本 CLUB は、Pickleball の普及および本 CLUB に属している部員の健康増進に寄与することを目的とし、2021年9月1日に設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本 CLUB は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 部員の競技力向上もしくは健康増進のための機会の提供（練習会等）
- (2) Pickleball の認知度を高めるための広報活動
- (3) Pickleball 未経験者への体験機会の提供
- (4) その他、本 CLUB の目的を達成するために必要な活動

(部員・入部資格)

第5条 本 CLUB の部員は、次の項に該当する入部資格を有する個人とする。

- (1) 兵庫県在住の年齢10歳以上の個人
- (2) 岡山県もしくは大阪府在住でPickleballを行った実績のある年齢10歳以上の個人

(入部)

第6条 入部を希望する者は、「入部申込書」を提出し、部長の承認を得るものとする。

(入部費・部費)

第7条 入部費は2,000円とし入部日当日までに納入するものとする。

部費は2,000円/年とし、毎年度5月31日までに納入するものとする。

(年度は4月1日～翌3月末日)

ただし2021年9月末日までに入部するものは、入部費1,000円、2021年度部費は1,000円とする。

また年度途中で入部する場合の部費は、200円×残月数（翌年3月までの残月数）とする。

(退部)

第8条

部員は、退部届を部長に提出することにより任意に退会することができる。なお、入部費、部費は、いかな

る場合も返却しない

(除名・強制退部)

第9条

部員が以下の項に該当する場合、除名(強制退部)とする

- (1) 死亡
- (2) 本 CLUB 規約違反
- (3) 公序良俗に著しく反する言動を行った場合
- (4) 反社会的勢力に属している又は属するとみなされる場合
- (5) 報告なく6か月以上活動に参加しなかったとき

(役員)

第10条 本 CLUB に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 兼 会計監査 1名
- (3) 会計 1名

- 2 第1項に定める役員は、兼任を妨げない
- 3 役員任期は、1年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部長は姫路市及び近隣の都市在住者とする

(職務)

第11条 部長は、本 CLUB を代表し、その活動を総括する。

- 2 副部長は部長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、部の入部費・部費、その他運営・事業にかかわる財産を管理する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、議決により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(参加費)

第13条 練習会に参加するものは以下に定める参加費を納入しなければならない。

- (1) 部員 一般練習会 参加費一人500円/1回
一般参加者 大人(部員以外の高中生以上) 参加費一人800円/1回

- 一般参加者 子供（部員以外の小学4年～中学3年生） 参加費一人 600円/1回
- (2) イベントなどイレギュラー時は、都度、参加費を告知の上、参加者のみが納入する
 - (3) 体験希望者は最初に参加した日から2ヶ月以内かつ2回まで参加費は無料とする。

(運営費)

第14条 部員から徴収した入部費・部費・参加費は運営費用に充てるものとする
運営費用は以下に定めるものとする。

- (1) 備品購入費（ボール、ネット、パドル、ラインテープ等）※領収書類のあるものおよび、海外通販で購入の場合は費用の確認できるデータを提出し計上する
- (2) 体育館等利用料
- (3) Pickleball 協会（日本・神戸など）等への年会費
- (4) その他 運営に必要とされる費用（1,100円以下）
- (5) 総会により決議された費用（1,101円以上）

(総会)

第15条 本 CLUB の総会は、部員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更 (2) 活動内容の変更 (3) 活動報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任 (5) 解散 (6) その他 CLUB の運営に関する重要事項

3 総会は、部員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(収支報告)

第16条 毎事業年度終了後2か月以内に収支計算書を作成し、部員に公表するものとする

(事業年度)

第17条 本 CLUB の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本 CLUB の事務を処理するため、事務局を置く。

(解散)

第19条 本 CLUB は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 部員の欠亡

2 総会の決議により解散する場合は、部員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第20条 この会規約に定めない事項は、総会の議決を経て、部長が別に定める。

(変更)

第21条 この規約は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この規約は、2021年9月1日から施行する。